

令和 7 年 5 月 20 日
兵警務一般甲第50号

- 対号 1 兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 3 年兵庫県公安委員会規則第 8 号）
2 兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の運用について（令和 5 年 5 月 29 日兵警情一般甲第 66 号）

公安委員会等が所管する手続等における申請等の一部については、警察行政手続サイト、兵庫県電子申請共同運営システム（eーひょうご）等（以下「警察行政手続サイト等」という。）において受け付けているところであるが、対号 1 の規定に基づき、公安委員会等が所管する手続等を警察行政手続サイト等の運用その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項については、引き続き下記のとおりとすることとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、誤りのないようにされたい。

なお、対号 1 に定めるところによる定義規定及び略称規定は、本通達において適用する。

記

1 申請等の方法

対号 1 第 3 条第 2 項に規定する者が、同項の規定により書面等に記載すべき、又は記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする場合は、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させるものとする。

2 電子署名の代替措置

対号 1 第 3 条第 3 項ただし書に規定する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事前に入手した識別符号及び暗証符号を入力すること。
- (2) 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 2 条第 3 号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワнтаイム URL」という。）を受信し、当該ワнтаイム URL を用いて申請部分に接続すること。

3 氏名又は名称を明らかにするための措置

対号 1 第 3 条第 5 項ただし書に規定する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 2 の (1) に規定する措置
- (2) 2 の (2) に規定する措置を講ずる場合において、対号 1 第 3 条第 2 項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信すること。

4 書面等を提出しようとする場合の措置

対号 1 第 3 条第 7 項の場合において、同条第 2 項に規定する者が書面等（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）を提出しようとするときは、申請等ごとに指定する符号を明らかにさせるものとする。